

応急仮設住宅の通知（国土交通省関連）

- ・東北地方太平洋沖地震に伴う住宅関連資材の不足への対応について
（3月18日付／（社）住宅生産団体連合会他71団体に送付）
- ・応設仮設住宅の建設用地の選定について
（4月7日付／岩手県・宮城県・福島県に送付）
- ・応設仮設住宅の入居者選定について
（4月11日付／岩手県・宮城県・福島県・栃木県・千葉県・長野県に送付）
- ・応設仮設住宅と仮設施設との整備の調整について
（6月24日付／岩手県・宮城県・福島県に送付）



22林政産第127号
 平成23・03・18製局第1号
 国住生第651号
 環廃対発第110318001号
 平成23年3月18日

社団法人住宅生産団体連合会会長 殿

林 野 庁 長 官



経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 長



国 土 交 通 省 住 宅 局 長



環 境 省 大 臣 官 房 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策 部 長



東北地方太平洋沖地震に伴う住宅関連資材の不足への対応について（通知）

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、一部の住宅関連資材の工場が被害を受けていることや、応急仮設住宅の迅速かつ大量の供給が必要であること等から、今後、住宅関連資材の供給不足が予想されます。

つきましては、応急仮設住宅の迅速かつ大量な供給及び被災住宅の補修を円滑に進めるため、住宅関連資材や建設機械、労働力等の適切な確保等について、関係団体の全面的な協力、特段のご配慮をお願いいたします。

併せて、実需に基づく適切な発注、過剰な在庫の保有の抑制についても、ご協力をお願いいたします。

また、会員各位へもこの旨周知のほど、併せてお願い申し上げます。

『東北地方太平洋沖地震に伴う住宅関連資材の不足への対応について(通知)』送付先一覧

	あて先	所管
1	社団法人全国木材組合連合会会長	林野庁
2	社団法人全日本木材市場連盟会長	林野庁
3	日本合板工業組合連合会会長	林野庁
4	日本合板商業組合理事長	林野庁
5	日本木材輸入協会会長	林野庁
6	全国森林組合連合会代表理事会長	林野庁
7	全国素材生産業協同組合連合会会長	林野庁
8	社団法人日本林業協会会長	林野庁
9	社団法人石膏ボード工業会会長	経済産業省
10	社団法人日本音響材料協会理事長	経済産業省
11	けい酸カルシウム保温材協会会長	経済産業省
12	日本繊維板工業会会長	経済産業省
13	せんい強化セメント板協会会長	経済産業省
14	全国陶器瓦工業組合連合会理事長	経済産業省
15	日本窯業外装材協会会長	経済産業省
16	ロックウール工業会理事長	経済産業省
17	アスファルトルーフィング工業会会長	経済産業省
18	一般社団法人日本保温保冷工業協会会長	経済産業省
19	日本シーリング材工業会会長	経済産業省
20	日本ウレタン建材工業会会長	経済産業省
21	日本外壁防水材工業会会長	経済産業省
22	押出成形セメント板協会会長	経済産業省
23	火山性ガラス質材料工業会会長	経済産業省
24	日本防音床材工業会会長	経済産業省
25	押出発泡ポリスチレン工業会会長	経済産業省
26	日本セルローズファイバー工業会会長	経済産業省
27	ウレタンフォーム工業会会長	経済産業省
28	合成高分子ルーフィング工業会会長	経済産業省
29	板硝子協会会長	経済産業省
30	硝子繊維協会会長	経済産業省
31	日本れんが協会会長	経済産業省
32	全国板硝子卸商業組合連合会会長	経済産業省
33	全国板硝子商工協同組合連合会会長	経済産業省
34	全国複層硝子工業会会長	経済産業省
35	日本GRC工業会会長	経済産業省
36	社団法人日本砂利協会会長	経済産業省
37	社団法人日本碎石協会会長	経済産業省
38	社団法人日本アスファルト合材協会会長	経済産業省
39	一般社団法人日本アスファルト乳剤協会会長	経済産業省
40	社団法人日本建築材料協会会長	経済産業省
41	社団法人日本サッシ協会理事長	経済産業省
42	社団法人日本金属屋根協会会長	経済産業省
43	社団法人日本建築板金協会会長	経済産業省
44	全日本板金工業組合連合会理事長	経済産業省
45	日本住宅パネル工業協同組合理事長	経済産業省
46	全日本JIS畳床工業協同組合代表理事	経済産業省
47	日本畳事業協同組合理事長	経済産業省
48	全日本ISO畳振興協議会会長	経済産業省
49	日本金属笠木工業会会長	経済産業省
50	日本アルミ手摺工業会会長	経済産業省
51	日本金属サイディング工業会会長	経済産業省
52	全国畳産業振興会会長	経済産業省
53	日本木製玄関ドア工業会理事長	経済産業省
54	プラスチックサッシ工業会会長	経済産業省
55	日本建築仕上材工業会会長	経済産業省
56	一般社団法人日本壁装協会理事長	経済産業省
57	建築ガスケツト工業会会長	経済産業省
58	ドアクローザ工業会会長	経済産業省
59	日本ロック工業会会長	経済産業省
60	社団法人セメント協会会長	経済産業省
61	一般社団法人全国木質セメント板工業会会長	経済産業省
62	全国生コンクリート工業組合連合会会長	経済産業省
63	一般社団法人日本増改築産業協会会長	経済産業省
64	キッチン・バス工業会会長	経済産業省
65	日本衛生設備機器工業会会長	経済産業省
66	社団法人日本エルピーガス供給機器工業会会長	経済産業省
67	社団法人日本ガス石油機器工業会会長	経済産業省
68	社団法人住宅生産団体連合会会長	国土交通省
69	全国建設労働組合総連合中央執行委員長	国土交通省
70	社団法人浄化槽システム協会会長	国土交通省、環境省
71	社団法人全国浄化槽団体連合会会長代行	国土交通省、環境省

国住生第57号
平成23年4月7日

岩手県・宮城県・福島県
応急仮設住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

応急仮設住宅の建設用地の選定について

東日本大震災後の復旧・復興等に向け、各都道府県におかれては日夜ご尽力されているところと存じます。

応急仮設住宅の建設に関する許可については、各関係制度において不要とされている旨、所管部局より下記の通り通知されております。当該内容についてあらためてご確認の上、関係各位にご周知いただき、応急仮設住宅の用地選定を円滑に進めていただくよう、お願い致します。

記

地方公共団体による農地への応急仮設住宅の建設に際しては、農林水産省から平成23年3月23日付通知22農振第2137号（別添1）にて通知されているとおり、農業振興地域制度及び農地転用許可制度上、国または都道府県知事の許可を要しないこととされている。

また、都市計画法に基づく開発許可についても、応急仮設住宅の建設に際しては、平成23年4月5日付通知国都開第1号（別添2）にて各行政庁開発許可担当課長あて通知されているとおり、同法第29条第10号又は同法第43条第1項第2号の非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為に該当するところにより、許可を要しないと解されている。

(別添1)

22農振第2137号

平成23年3月23日

各都道府県知事（※） 殿

農林水産省農村振興局長

東北地方太平洋沖地震に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度
及び農地転用許可制度の取扱いの周知について

3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、この地震により東北地方及び関東地方の広範囲で強い揺れにみまわれ、また、高い津波によって、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では甚大な被害があったところである。

このような広範囲に及ぶような災害においては、応急仮設住宅の建設、民間事業者が営む輸送、電気やガス供給等の公益的事業に係る施設等の復旧等を速やかに実施することが重要である。

地震等の非常災害に係る当該施設の設置や復旧等に関する農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の取扱いについては、国又は都道府県知事の許可を要しないこととされているところであるが、今回の地震の発生による被災地の速やかな復興を図る観点から改めて周知を図ることとするので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関に対し周知徹底願いたい。

（※）このほか、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局にも通知。

記

1 農業振興地域制度

(1) 農業振興地域制度の取扱い

農用地域内の土地における災害の応急措置及び復旧に係る以下の開発行為については、農振法第15条の2第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を要しないこととされている。

ア 農振法第15条の2第1項第1号の規定により、国又は地方公共団体が行う開発行為

イ 農振法第15条の2第1項第5号の規定により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条各号に該当する電気、ガス、水道、道路などの復旧のために行う開発行為

(2) 留意すべき事項

ア 災害によって住宅が損壊し、同一の場所での建て替えができない事情がある者が、自らの住宅の建設を農用地域内において行うことがやむを得ないと認められたときは、当該土地を農用地域から除外するための農業振興地域整備計画の変更が必要となるが、この変更にあたっては、災害復旧という緊急性、特殊性を考慮し、関係機関との協力の下、できる限り円滑かつ速やかな手続の処理に努めること。

イ (1)の開発行為により施設を整備する場合は、農用地域内の土地のまま行うことが可能であり、農用地域の変更は、施設を整備中又は整備後に行うこととなること。

なお、当該開発行為を行う際には、当該農業振興地域における農業振興の方向や優良農地の確保・保全に向けた土地利用計画の実現に配慮すること。

2 農地転用許可制度

(1) 農地転用許可制度の取扱い

ア 農地法第4条第1項第2号又は第5条第1項第1号の規定により、国又は都道府県が非常災害の応急対策又は復旧のための転用等については、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく許可を要しないこととされている。

イ また、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号。以下「規則」という。）第32条第17号及び同第53条第15号の規定により、地方公共団体（都道府県を除く。）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧のための転用等については、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく許可を要しないこととされている。

(2) 留意すべき事項

ア 当該規則に規定する「復旧」には、災害により被害を受けた施設の代替として新たに施設を設置する場合を含むものであり、必ずしも一時的なものに限らないこと。

イ 当該規則に規定する「当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため」の転用は、次のとおりであること。

(ア) 地方公共団体(都道府県知事を除く。)にあつては、当該地方公共団体の所掌業務として行う災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な全ての転用を対象とするものであり、例えば、災害が発生した市町村が当該市町村の区域内に居住する被災者のために建設する応急仮設住宅とともに、当該市町村の区域以外の区域に建設する応急仮設住宅も対象になること。

(イ) また、指定公共機関又は指定地方公共機関にあつても、当該公益的事業に係る施設について行う非常災害の応急対策又は復旧のために必要な全ての転用を対象とするものであること。

(ウ) なお、「所掌業務に係る施設」には、応急対策又は復旧を行うために必要な資材置場、職員の詰所等の施設も含まれるものであること。

(3) その他

災害の応急対策又は復旧を実施するために必要な農地等の転用で、転用等の制限の例外となっていないものについては、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく許可を要することとなるが、災害の応急対策又は復旧の実施には円滑かつ速やかな対応が求められることにかんがみ、適切な配慮とその迅速な処理に努めることとする。

(別添2)
国 都 開 第 1 号
平成23年4月5日

各都道府県
各政令市
各中核市
各特例市開発許可担当課長 殿

国土交通省都市・地域整備局
都市計画課開発企画調査室長

被災地から遠方の場所に応急仮設住宅等を建築するための開発行為等について

東日本大震災に対応するための応急仮設住宅等の扱いに関する照会に対して下記のように解する旨を回答しましたので、貴団体関係機関に対し周知をお願いします。なお、この取り扱いについては、仮設建築物の担当部局にも併行して情報提供されています。

念のため申し添えますが、農林水産省から農地転用許可制度については「東北地方太平洋沖地震に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について（平成23年3月23日付22農振第2137号）」にて通知されています。

記

建築基準法第85条第1項により指定する区域内の応急仮設住宅等を建築するための開発行為等については、都市計画法第29条第1項第10号又は同法第43条第1項第2号の非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為又は建築物の新築等に該当し、許可不要と解しているところであるが、建築基準法第85条第1項により指定する区域外であっても、同様に許可不要と解される。例えば、被災した県や市町村の区域外に応急仮設住宅等を建築するための開発行為等も同様に許可不要と解される。

国住生第63号
平成23年4月11日

岩手県、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、長野県
応急仮設住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

応急仮設住宅の入居者選定について

東日本大震災後の復旧・復興等に向け、各県におかれては日夜ご尽力されているところと存じます。

今般、関係省庁の連携の下、応急仮設住宅の供給等を促進し、被災者の方々の生活の安定を一刻も早く実現するため、「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」（座長：池口国土交通副大臣）を設置し、4月5日には「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）をとりまとめたところです。（別添参照）

当面の取組方針のとおり、応急仮設住宅の入居にあたっては、被災者、特に高齢者などが安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるように配慮をお願いしているところです。

従って、入居者選定方法についても、応急仮設住宅の入居を希望する被災者間の公平性が保たれる範囲においては、単純な抽選を行う方法ではなく、地域の実情にあった選定方法をご検討の上、被災者の方々が安心して居住できる環境整備を進めていただくよう、お願い致します。

なお、管下市町村の関係者に対して、上記内容に関する情報提供を併せてお願い致します。

社援総第0624第2号
平成23・06・24中庁第1号
国住生第254号
平成23年6月24日

岩手県、宮城県、福島県
災害救助担当主管部長
中小企業担当主務部長
応急仮設住宅担当部長 殿

厚生労働省社会援護局総務課長

中小企業庁長官官房参事官

国土交通省住宅局住宅生産課長

応急仮設住宅と仮設施設との整備の調整について

東日本大震災後の復旧・復興等に向け、各県におかれましては日夜ご尽力されているところと存じます。

被災者のための応急仮設住宅の建設につきましては、用地の確保及び発注の前倒し等につきお願いしているところですが、被災された事業者のための仮設施設（店舗、事務所、工場等）の整備につきましても、被災地の復旧・復興に向けた重要な対策と考えます。

今般、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、市町村からの要請に基づき仮設施設（店舗・事務所・工場等）を整備し、市町村を通じて事業者に貸与する取組を開始いたしました。今後、被災者の利便性向上等の観点から、応急仮設住宅と仮設施設が同敷地内あるいは近傍に整備されることが望ましい場合があるものと考えます。

このため、管下市町村に対し、別紙事例の紹介を頂くとともに、各市町村の住宅・福祉・商工等関係各部署が協力し、被災者の利便性向上等を考慮した応急仮設住宅と仮設施設との整備計画について調整を進めるよう、適切な助言をお願いいたします。

応急仮設住宅と仮設施設とが近接する整備事例

1 位置

- ・岩手県宮古市田老向新田（グリーンピア三陸みやこ）
- ・宮古市有地内

2 仮設住宅の概要

- ・事業主体 岩手県
- ・軽量鉄骨造、地上1階建て、74棟、407戸
- ・完成済み

3 仮設施設の概要

- ・事業主体 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ・軽量鉄骨造、地上2階建て、3棟、23区画
- ・物販店舗（食品、衣料、家電、雑貨等）、飲食店舗、サービス店舗（理美容等）等
- ・完成時期 8月末を予定（現在建築に係る手続き中）

※ 宮古市の要請に基づき、東日本大震災により宮古市田老地区内で被災した中小事業者が入居するため整備するもの。

